

第3回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会

- 1 日 時：平成26年8月22日（金）13：15～15：15
- 2 場 所：北九州市役所本庁舎15階 特別会議室B
- 3 出席者：委員9名、市側11名 計20名
〔委員〕安部 高子 株式会社ケイ・ビー・エス代表取締役社長
伊藤 豊仁 公募委員
太田 康子 北九州市婦人会連絡協議会事務局長
岡本 悦子 前熊西まちづくり協議会会長
田中 美穂 NPO法人STEP・北九州 理事
本田 美智子 公募委員
宮原 深海 門司区社会福祉協議会会長
森 裕亮 北九州市立大学法学部准教授
湯淺 壘道 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
九州国際大学客員教授

〔事務局〕井上 勲 総務企画局長
川本 一雄 総務企画局総務部長
梅本 浩史 総務企画局総務課長
森永 康裕 総務企画局総務課自治基本条例担当係長
上野 大輔 総務企画局総務課係員
ほか、市関係課から6名が出席
- 4 傍聴者：無
- 5 議 事：（1）開会
（2）条例に基づく市政運営の状況等についての審議
（「第6章 コミュニティ」から「第8章 条例の見直し」まで）
（3）次回の会議について

6 議事概要

総務課長

ただ今から第3回の「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を開催いたします。

それでは、お手元の資料をご確認いただければと思います。

議事次第のほか、資料1から資料7までございます。

また、参考資料といたしまして、「みんなが主役の地域づくり・まちづくりのために」という冊子、「北九州市協働のあり方に関する基本指針」という冊子、それから「北九州市基本計画見直しに向けた調査・分析 報告書」という冊子の計3冊、また、「今町校区におけるモデル事業について」というA4カラーの資料が1枚、それと、森副委員長より、A3横の1枚紙で、「北九州市の自治会・町内会組織について」をお手元にお配りしてございます。よろしいでしょうか。

後、別途、パンフレットを置いてございますが、前回、お話がございました市外から転入された方に区役所の市民課の窓口でお配りしているもので、この中に「町内会へご

加入を！」というリーフレットも含まれてございます。

本日は、委員1名がご欠席、また、委員1名が雨の影響で、少し遅れるというご連絡いただいております。したがって、現時点では、委員10名中8名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日、傍聴者は、今のところいらっしゃいません。

それでは、ここからの進行につきましては、湯淺委員長お願いいたします。

湯淺委員長

それでは、議事に入らせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

例年であれば「お暑いところありがとうございます」と申し上げるところ、天候不順でかえって首都圏よりも涼しいなとびっくりしているような感じです。

前回、実質的な審議に入りまして、「情報共有」と「市民参画」をメインにご議論をいただきました。

本日は、資料2の青枠の部分、「第6章 コミュニティ」、「第7章 国、他の地方公共団体等との関係」、「第8章 条例の見直し」の部分をご議論いただきます。

これまでの議論の経過を見ても、おそらく「コミュニティ」のところを重点的にご議論いただくことになるのかなと思っております。

議論の進め方につきましては、前回と同様でございまして「市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうか」ということを委員の皆様にご点検していただく、市の様々な取り組みについて評価をしていただくことが、役割ということでございます。

早速ですが、前回と同様、まず事務局より「コミュニティに係る市の取組状況」について、ご説明をお願いします。

総務課長

承知しました。

それでは、説明に入ります前に今お配りしている資料のご説明です。まず、資料3「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討シート」は、前回もお配りしたのですが、1番右側「委員の意見」欄に前回の委員会でもいただいた主な意見を事務局で整理して記載したものを、改めてお配りしております。

先程、委員長からもご説明いただきましたが、本日は「コミュニティ」をメインにご議論いただくわけですが、「第7章 国、他の地方公共団体等との関係」、「第8章 条例の見直し」につきましては、資料3の10ページに、市の取組状況を記載してございますので、特段、ご意見等がございましたら、後ほどいただければと思います。

資料4から資料6までにつきましては、後ほど、ご説明させていただきます。

資料7「平成26年度 市民意識調査速報について」につきましては、第1回の委員会でご説明させていただきましたが、本委員会における調査審議の参考にするため、今年度「市民主体のまちづくり」をテーマに、「自治基本条例の認知度」や「自治についての認識」、それから「情報共有」や「市民参画」、「地域活動」などに対する市民意識調査を実施しております。確定したものではありませんが、速報値を資料としてお付けしてございます。まだ未公表のものでございますので、委員限りということで、お取り扱いにはご注意くださいようお願いします。

その他、参考資料をいくつかお配りしてございます。

1つは「みんなが主役の地域づくり・まちづくりのために」という、本市における地域づくりの取り組みの全体像、詳細をまとめた冊子でございます。

それから「北九州市協働のあり方に関する基本指針」は、本市における協働のあり方に関する基本指針の全文でございます。

それから「北九州市基本計画見直しに向けた調査・分析 報告書」は、本市の基本計画の見直しに際し、住民主体のまちづくりに係る取り組みについて、調査・分析した報告書を参考までにお配りしてございます。

それから「今町校区におけるモデル事業について」という資料を1枚、お配りしておりますが、これは、小倉北区の今町校区で高齢者の買い物支援とか、地域だけでは解決できない課題について、NPOや学生、ボランティア団体など、地域外のような団体と連携しながら、地域活動を実施しております。今年度、従来の買い物支援に加え、防犯・防災、高齢者の見守り、子育て支援、健康づくりと、テーマを広げ、それぞれのテーマごとに外部の専門家の人を加え、課題の検討や解決策を考えていくというモデル事業を実施しております。今後、このモデル事業から得たノウハウを、市内の他の地域へ展開したいということで今年取り組んでおります。

こういったNPOと地域との連携ということの、先駆的な事例として、ご紹介させていただきました。

以上が、お配りしている資料のご説明でございます。

それでは「コミュニティに係る市政運営の取組状況」についてご説明いたします。

資料4「北九州市におけるコミュニティに係る主な取組状況等」をご覧ください。

この資料は、本市における主なコミュニティに対する取組状況などについてまとめたものでございます。

1ページの左側をご覧ください。

左側の「1 コミュニティに係る自治基本条例の規定」をまず確認させていただきますと、第1条では「この条例は、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成を図り、もって本市における市民を主体にした自治の確立に寄与することを目的」とするものでございます。

次に、第26条で「コミュニティの活動のあり方」について、「市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。」、「市民は、コミュニティ活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。」、「コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。」、「コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。」と規定してございます。

次に、第27条で「コミュニティに対する市の支援」について、「市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対して積極的に支援するものとする。」、「その支援は区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。」、「区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。」と規定してございます。

こういった自治基本条例の規定を踏まえ、まず、「2 コミュニティの現状」を見てまいりたいと存じます。

これは自治基本条例ができる前の、平成21年度以降の推移をお示ししたものでございます。

「(1) 自治会・町内会の加入状況」でございます。

平成21年度の74.4%が、平成25年度は71.2%と、若干、減少傾向となっております。

「(2) まちづくり協議会の設置数」は、平成25年度で136団体ということで、ほぼ全ての小学校区に設置されている状況でございます。

「(3) 市民センターにおけるコミュニティ活動の参加人数」は、平成25年度で約190万人と、増加してきております。

「(4) NPO法人数」は、平成25年度で318法人と増加してきております。

「(5) 市民活動サポートセンター利用者数」でございますが、本市におけるNPOやボランティア団体に関する総合的な窓口である「市民活動サポートセンター」の利用者数は、平成25年度で約2万3,000人弱と増加傾向にございます。

「(6) 市民活動サポートセンターの団体登録数」は、平成25年度で481団体と増加傾向にございます。

「(7) NPO法人との関連事業数」は、平成25年度で164事業となっております。

「(8) 市職員を対象とした市民活動への理解促進を図る研修への参加者数」は、平成25年度は272人と、増やしてきてございます。

以上が、基本的な数値からみましました「2 本市のコミュニティの現状」でございます。

次に、「3 コミュニティに係る主な取組の状況」についてご説明いたします。

まず、「区役所にコミュニティ支援課を設置」ということで、地域のコミュニティ活動への積極的な支援や、市民と行政との連携・協働を推進するため、平成23年度から全ての区役所にコミュニティ支援課を設置しております。これは地域ニーズに応じた施策の企画立案機能を高め、合わせて地域コミュニティを支援する体制を強化するため、従来、区役所に「総務課」と「まちづくり推進課」があったものを再編整備したものでございます。

「自治会・町内会活性化事業」につきましては、自治会・町内会が行う加入促進や人材育成の取り組みを支援するため、北九州市自治会総連合会と連携して、加入をPRするポスター・チラシの作成、加入促進・自治会運営などの目的に応じたマニュアル、子ども向けPR冊子等の作成等に取り組んでいるところでございます。

「地域総括補助金」につきましては、「住民主体の地域づくりを促進するため、これまで市の各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する「地域総括補助金」を導入して、ほとんどのまちづくり協議会で活用されております。

2ページをご覧ください。

2ページ左上、「コミュニティ活動推進事業」は、まちづくり協議会や自治会、NPO等が行う研修会や講演会などに、まちづくりの専門家の派遣を支援するとともに、地域のまちづくり活動を報告してもらう「地域のちから報告会」を開催し、まちづくり協議会相互の情報共有等を図っているものでございます。

「地域カルテ事業」につきましては、まちづくり協議会を実施主体として、住民が参加するワークショップを開催し、新たな課題解決を図る活動に取り組むきっかけとなるよう、地域情報や課題解決のためのアイデア等を盛り込みました「地域カルテ」の作成を支援しております。

「まちづくりステップアップ事業」は、地域の特性を活かした活動や地域の活性化に資

する新たなまちづくり活動などに対して事業費の一部を助成しているものでございます。

「市民センターの整備、管理運営」は、地域活動の拠点として小学校区ごとに市民センターを整備、管理運営しているものでございます。

「協働のあり方に関する基本指針の策定」につきましては、NPO、地域団体、企業、行政等、様々な活動の担い手が役割分担をしながら、地域の課題に積極的に対応していく、協働によるまちづくりを推進するため「北九州市協働のあり方に関する基本指針」を平成24年11月に策定したものでございます。

「NPO・ボランティア活動促進事業」は、NPO・ボランティア活動等の市民活動促進や、市民活動団体等と行政の協働の促進のため、市民活動や協働等に関する相談助言や情報提供、研修・啓発事業を行うとともに、コムシティの他の施設とも連携して市民活動を担う人づくりを行っているものでございます。

資料2ページ右側になりますが、「NPOとの協働によるまちづくり」人材育成事業」は、NPO等や市職員を対象とした、団体相互間の協働に関する理解を深めるための研修の実施。また、地域課題解決について、多様な主体が参加するワークショップを開催し、協働によるまちづくりを推進するためのネットワークの構築を推進しております。

「NPO公益活動支援事業」は、NPO等が専門性を発揮して行う先進的な取り組みを支援。また、あらかじめ市が設定したテーマに対して、NPO等から専門性を活かした提案を募集し、提案団体と市が協働して相乗効果を発揮しながら取り組む事業を支援するため、事業費の一部を助成しているものでございます。

以上が、「3 コミュニティに係る主な取組の状況」でございます。

ここで一旦、資料4を置いていただき、資料5をご覧ください。

左側が、「地域づくりのイメージ図」でございます。

「まちづくり協議会」を活動主体とした「地域づくり」の全体像となっております。

様々な地域の課題に対応し、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、活動主体として「まちづくり協議会」を設置し、活動の拠点として「市民センター」を整備しております。また、市は「地域総括補助金」の交付や、資料4でもご説明申し上げた支援事業などを通じて、地域づくり・まちづくりを積極的に支援しております。

それから、右側の「北九州市の地域コミュニティ施策体系図」をご覧ください。

資料4でご説明申し上げた取り組みを含む、本市における「地域コミュニティ施策」を体系的に取りまとめたものでございます。

「基盤強化」、「意識づくり」、「情報提供・人材育成」、「活動支援」など総合的に取り組んでいるところでございます。

資料5の2ページをお開きください。

自治会の活性化につきましては、今喫緊の課題であり、本委員会でも既に色々なご意見が出されておりますが、コミュニティのうち、特に自治会の活動に対する支援をまとめたものでございます。大きな柱として「1 活動に関するもの」、「2 加入促進に関するもの」で整理しております。例えば、加入促進であれば、課題となっております集合住宅の居住者、或いは転入者を対象とした加入促進の取り組みなどを行っているところでございます。

次に、資料6「協働を推進する上での課題・取り組みについて」をご覧ください。

先程、資料4でご説明申し上げました「北九州市協働のあり方に関する基本指針」の中で協働推進する上での課題及び、これに対する取り組みを整理したものでございます。

ご参考までにご覧いただければと思います。

資料4に戻っていただき、2ページ右側、中ほどをご覧ください。

「4 地域のまちづくりやコミュニティに関するアンケート調査の結果」ということで、「コミュニティ」を議論するにあたって参考となりうる市民意識調査の結果を載せてございます。

まず、「(1) 市民活動への参加等に関する市民意識調査の結果」として、は平成21年度と24年度に実施した「市政満足度調査」の一部を掲載しております。

「町内会やNPO、ボランティア等の市民活動に参加しやすい環境が整ったまちだと感じますか。」とお尋ねに対しまして「とても感じている」、「ある程度感じている」方の割合と、「あまり感じていない」、「ほとんど感じていない」方の割合がほぼ3割と、同程度の割合となっております。

また、「あまり感じてない」、「ほとんど感じてない」理由をお尋ねしたところ、「地域との付き合いが少ない」、或いは「市民活動に参加している人が身近にいない」、「地域活動やNPO、ボランティア等に関する情報が少ない」との回答が比較的多い結果となっております。

3ページをお開き下さい。

ここからは、今年度、本委員会の審議の参考とするために実施した「市民意識調査」のうち、本日の議論に関連する部分の結果を載せてございます。

「問16 「地域活動」に参加したことがありますか。」とお尋ねしたところ、「ある」、「ない」がそれぞれ半数程度となっております。

「問16-1 どのような「地域活動」に参加しましたか」とお尋ねしたところ、「自治会・町内会」が約86%と圧倒的に多く、以下「PTA」、「子ども会」、「まちづくり協議会」が多い結果となっております。

「問16-2 「地域活動」に参加している理由」をお尋ねしたところ、「地域の人と触れ合えるから」が1番多く、以下「活動に参加することは当然」、「地域に貢献したい」が多い結果となっております。

「問16-3 「地域活動」に参加したきっかけ」をお尋ねしたところ、「回覧板やチラシ等で活動を知り、興味を持った」が一番多く、以下「集合住宅で活動に参加するようになっていた」、「周囲の人に勧められた」が多い結果となっております。

「問16-4 「地域活動」に参加したことがない理由」をお尋ねしたところ、「どんな活動をしていいのかがわからない」、或いは「地域の団体のことがよくわからない」を合わせますと約40%弱となっております。次に「地域活動する時間がない」が21%で、比較的多い結果となっております。

「問17 地域活動を支える大切な団体」をお尋ねしたところ「自治会・町内会」が約75%と一番多く、次に「まちづくり協議会」が約41%と多い結果となっております。

4ページをお開きください。ここからは、特に「自治会」についてお尋ねした結果でございます。

「問18 自治会がどのような活動を行っているか知っていますか」とお尋ねしたところ、約6割弱の方が「知っている」とお答えいただいた一方、「知らない」とお答えの方が4割弱いらっしゃるという結果となっております。

「問18-1 知っている自治会の活動」をお尋ねしたところ、「防犯灯の設置や安全パトロールなどの防犯活動」、「ゴミステーションの管理や清掃などの環境美化活動」、「市政だよりの配付など住民に必要な情報を提供する活動」、「お祭りやレクリエーションなどの住民の交流を図る活動」が多い結果となっております。

「問19 自治会・町内会に加入しているか」をお尋ねしたところ、「加入している」が約74%と、先程ご説明申し上げた、市の現状の数字とほぼ同程度の結果となっております。

「問19-1 自治会・町内会に加入していない」理由をお尋ねしたところ、「加入を勧められたことがない」が約35%と一番多く、以下「役員になりたくない」、「加入しなくても日常生活には支障がない」、「住んでいるマンション等の集合住宅そのものが自治会に加入していない」が多い結果となっております。

次は「住民主体のまちづくり」について、

「問20 住民主体のまちづくりは必要と思われるか」とお尋ねしたところ、「非常に必要と思う」、或いは「ある程度必要と思う」方を合わせ、約9割、大半の方は必要だとは思っていらっしゃるということです。

「問20-1 住民主体のまちづくりは必要ない」を考える理由についてお尋ねしたところ、「関心はあるが、かかわりたくない」、「行政のやること」といった回答となっております。

5ページをお開きください。

「問21 住民主体のまちづくりというのを進めるために、行政が取り組むべきこと」についてお尋ねしたところ、「地域のイベントの開催など、住民どうしの交流のきっかけづくり」が1番多く、続いて「仲間づくりや活動への参加に役立つ情報の提供」、「住みよい地域づくりを考える住民たちの組織をつくるための相談や援助」、「活動に必要な機材などの貸し出しとか活動費などの経済的な援助」が多い結果となっております。

以上が、本市における「コミュニティの現状」、「コミュニティに対する取組状況」及び「市民意識調査の結果」について、ご説明申し上げましたが、委員の皆様には、これらの内容も踏まえまして、或いはもう日頃、お感じのことを踏まえまして、「評価の視点」にも記載しているように「市民主体のまちづくりや、コミュニティに対する理解は深まっているか」、「地域活動や、自治会・町内会などコミュニティへの参加の促進につながっているか」、「コミュニティ相互の連携は図られているか」、「まちづくりを担う人材の育成に繋がっているか」、「区役所の機能及び組織は有効に活用されているか」、「市職員は、自治のコーディネーターとしての役割を果たしているか」などにつきまして、ご意見やご提案などを賜ることができればと考えてございます。

長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

湯淺委員長

ありがとうございました。

沢山資料を用意していただきましたが、ただいまの資料の説明を踏まえて、早速、討論の方に入っていきたいと思っております。

前回、前々回でも、コミュニティの問題は、委員の皆様方から、沢山意見をいただき、非常に大きな問題だと思っております。

皆様方、様々なお立場で、色々な思いがおありだろうと思っておりますので、最初に、お1人ずつ、ご意見を一通りいただいて、その後、論点を絞ってご意見をいただくようにしたらどうかと思っております。

このコミュニティのところで、できるだけ多くのご意見いただきたいと思っております。例えば7章、8章の部分は、時間が足りないようであれば、次回に回してもいいかなというふうに思っております。

では、早速、まずは一通り、順にご意見をいただきたいと思います。どうぞ。

委員

資料2の27条に「コミュニティへの支援等」とありますが、「コミュニティ」という言葉の定義、「コミュニティ」とは「住民自治の基本単位」と考えてよいかということをお尋ねしたい。

なぜこれをお尋ねするかというと、区役所にある「コミュニティ支援課」という名称を今後、変更することはないですかとお聞きしたい。名称が変更されてきたことに戸惑いを感じているんですね。名称を変えるときには、できれば地元への説明をお願いしたいと思います。というのは、「コミュニティ支援課」は、以前は、「振興課」、それから「まちづくり推進課」、それで「コミュニティ支援課」と変ってきているかと記憶していますが、「まちづくり推進課」が「コミュニティ支援課」となって何がどう変わったのか、住民はよくわからない、戸惑いを感じていると思います。さらに「コミュニティ」という横文字では、ますます、何をやる、してくれるのか、地域で役員している人は分かるかもしれませんが、一般の住民はあまり分からないというのが実情だと思います。これをまずお尋ねしたいと思います。

湯浅委員長

はい、お願いします。

総務課長

自治基本条例における「コミュニティ」の定義は、第3条で「自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これに類する団体をいう」とされております。そのコミュニティを支援する市の組織として、区役所に、平成23年度から「コミュニティ支援課」という組織を、条例の趣旨も踏まえて、従来の組織から再編整備したところです。確かに委員がおっしゃるように、時々、市役所も組織を変えておりますが、当時、説明が十分であったかどうかは、今は分かりませんが、コミュニティの活性化が必要で、「コミュニティ支援課」はそれを支える組織なので、そこは十分ご説明し、理解をいただいて、地域の要望や実情に沿うような組織としてやっていけないといけないというふうには思っております。

委員

条例に基づいてということであれば、我々、市民もそれが分かるようにしていただけないと、住民は戸惑うと思います。その点を申し上げておきたいと思います。今後、検討をお願いします。

総務課長

はい。わかりました。

湯浅委員長

では、どうぞ。

委員

はい。情報の面で、昨日の大雨で、夜中の2時45分ぐらいに、私たちの地区、門司区は、広報車が出て「大雨・洪水・竜巻警報が出ています」という情報がすごく早く回りました。今日、ニュースを聞いていたら、災害時における情報の提供は、1番は自治会で、自治会でないと隣人にどういるのか分からない、隣人が分かっても、家族の情報とか、そこにいるかどうかとか、夏休みだから出かけているかもしれないとか、そういうことが分からないので、それによって搜索の態勢も違って来るから、自治会とか町内会っていうのは、必要なものだっていうのをつくづく感じました。

だからやっぱり、自治会・町内会が、その地域のことを掌握してくれるのが、1番大切だし、そこから広がりが出ていくのかなと思いました。

次に、市民センターのことですけど、市民センターの利用をどういうふうにしたらいいかということ、調べてみたら、「各市民センターにお尋ねください」となっているから、市民センターを利用するのに、どういう目的で、どの程度の料金で、どういうふうに使えるってことを明確に分かるようなものを一覧のようにしていただけると使い易くなるのかなと思います。そこに行かないと、中々、私たちの目には入らないんですよ。

市民センターにはあるけど、その前に、私たちは類似公民館っていうのがあって、そこしかあまり足を運ぶことがないので、地域の情報の共有ができていない面があります。

だから、何か1つ問題が起こって、それをどこに相談したらいいのかっていうことがよくあって、その辺りが分かりやすくなればいいし、それから、市民センターの館長さんの意識でフレンドリーであったり、バックアップをしてくれたり、色んなタイプの方がおられるので、中には、話が伝わりにくい方もいらっしゃるんですよ、いい取り組みを色々される方もいらっしゃるんですが。でも、5年経ったら、いい方でも、退職されたり、どこかに行かれるので、その辺りも、少し問題かなと思います。

そこに、市の職員のサポートが少しあるだけでも、すごく利用しやすくなると思います。

それから、類似公民館のことですけど、若松にもたくさんあって、そこに行く人と、市民センターに行く人が分割されて、「地域の課題の共有ができない」という意見を聞いたことがあるんですけど、その辺りも少し考えていかないといけないのかなと思いました。

そういう意見が出るってことは、皆が市民センターに興味を持っているということだから、市民センターを利用しやすくしていただけたらと思います。以上です。

湯淺委員長

はい、ありがとうございます。

今、委員の話の中で、市民センターの館長さんの話が出ましたが、市民センターの館長さんは、市の常勤、正規の職員ですか？

総務課長

常勤の嘱託になります。任期は最大で5年間。

湯淺委員長

最大5年間だから、評判が良くても5年経つと一応そこで終わりということですか。

総務企画局長

その館の館長としては終わります。再度、館長試験を受けて、採用されれば、別の館で

働くことはできます。同じ館で5年以上というのはいないです。

湯淺委員長

なるほど、分かりました。次、どうぞ。

委員

様々な形で地域の中での新しい呼び掛けづくりがあるっていうのはとても安心なこともあると思います。

昔のお隣さん付き合いというものが切れた現代において、行政にある程度、広報していただきながら、新たな地域の間関係づくりが進められていく必要があると思いますが、私が関わっている方々は、コミュニティに中々登場しにくい方々でもあり、そういう若い年代の方で地域にいらっしゃるけれども、実際、その存在をあまり周りの方に認識されていないような状況でお暮しの方が、段々増えてきているところが、これから先のコミュニティの中での1つの課題になるのではないかという気がいたします。

ご自分の方からあまり発信をなさらないので、つい放っておかれがちにもなるんですが、この方が何か助けを必要とした時には、むしろ、かなり大変な状況に至るということがありますので、災害のことを考えても、町内でその方は、直接参画はされないにしても、そういう方が同じ地域にいらっしゃるということをどのように地域の皆さんが知ることができるか、また、それを個人情報という壁を感じながら、その地域に暮らす1人としての自覚を、私たちもどのように持てるのかなというところを少し考えていただければありがたいなと思います。以上です。

湯淺委員長

はい、ありがとうございました。

今の委員さんの話は、非常に重要で、災害その他になるとまず1番大変なのは、自力で避難できない手助けを必要とする住民ですね。これは、非常に大切な問題です。

ご参考までに、災害対策基本法という国の法律がありますけれども、これは先日、改正されまして、そういう手助けを必要とする人の個人情報というのは、今までは自分の方から「私はいざとなったら手助けが必要なので、いざという時には私の個人情報は提供していただいて構いません」と自分から手を挙げてもらわないといけないということになっていたんですね。そこで、法律を改正して、そういう個人情報は逆に、共有していいんだと、一応法律は改正されましたけれど、まだまだ、やっぱりそこをどなた迄共有するのかとか、どういう人たちに対しては提供するのかとか、どういうシチュエーションで、どういうルートで提供するのかというのは、まだまだ検討しないといけない課題だと感じております。

じゃあ、続きまして、どうぞ。

委員

私は「自治会・町内会活性化事業」とか「市民センターの整備、管理運営」について、意見を述べさせていただきます。資料5を見ますと「まちづくりの主体はまちづくり協議会」ということを最終的な目的としているように感じるんですが、先程いただいた参考資料の本市の自治会の組織を見せていただくと、門司・小倉北・小倉南については校区の自治連合会っていう形になっていて、校区単位で動くことが可能、要するに市民センターを中心としたまちづくり協議会と自治会のエリアが大体合ってるんじゃないかを感じるんで

すけどいかがなんですか？そうなんですね。

ただ、若松・八幡東・八幡西・戸畑区に関しては、合っていないのか、私は八幡西区に住んでいるので、八幡西区しか分からないんですけども、八幡西区に関しては、校区の自治区会になっていないので、まちづくり協議会と自治区会の範囲、エリアが合っていないんですね。あっちが出たり、こっちが引っ込んだりしているので、中々、まちづくり協議会を中心とした統一した動きができないところがあります。

社会福祉協議会や民生委員、食生活改善推進員など、地域団体のほとんどが、校区単位になっている中で、自治区会だけが校区単位になっていないばかりに、足並みを揃えて動くことが八幡西区では難しい。その辺りを行政のお力を借りて、校区単位の形に持っているよう自治会総連合会で各自治区会に働きかけてもらえれば、非常に助かると思います。

市民センターに関しては、館長さんは市の嘱託なんですが、職員さんは、まちづくり協議会の雇用ということに形上なっているんですね。そのために、まちづくり協議会の方たちにすれば「まちづくり協議会が雇っているんだから、まちづくり協議会の仕事をするのが本来ではないか」という考えが結構ある。館長さんは「職員さんは、館の運営が仕事の中心で、まちづくり協議会の仕事が主体ではないんです」ということもあって、中々難しい地域もあります。市民センターの職員さんの役割を行政からきちんと出していただけると、まちづくり協議会と館長さんの間があまりギクシャクしないんじゃないかと感じます。

それから、館も10年とか15年とか経っていくと段々、傷んでいきますから、大規模な修繕も必要で、例えば、冷房施設が壊れたりして修繕する時に、市も予算が減ってきているので、中々順番が回ってこないとか、豊替えとかの細かい修繕もあるんですが、そうしたところの予算の分配、まちづくり協議会に負担して欲しい部分と市が負担する部分の折り合いが付くようにしていただきたい。「市の予算がないので、修理できません」というのでは、市民センターを快適に使えない部分もありますので、そこは行政の方で、きちんと整理して、説明していただけると、もっとうまく地域も回っていくんじゃないかと日頃、感じています。以上です。

湯浅委員長

ありがとうございました。

非常に重要な点を2点指摘していただきました。事務局で分かる範囲で教えていただきたいのが、区によって自治会・町内会のエリアとまちづくり協議会のエリアが合わないところがあるのでしょうか。歴史的な経緯とか、何か事情があってそうなっているということなのでしょうか。

総務企画局長

歴史的なものが確かにあります。門司・小倉北・小倉南は、自治会・町内会は校区単位でできていますが、他の区はそうではありません。まちづくり協議会は、小学校区単位にある市民センターを中心にまちづくり協議会はできていますから、門司・小倉北・小倉南は、自治会とまちづくり協議会はエリアは合っていますが、八幡西区や他の区は必ずしもそうはなっていないので、自治会をまたぐような形で、まちづくり協議会があったりします。

委員

いいですか。

湯淺委員長

はい、どうぞ。

委員

行政区は、5市合併のときは、旧5市が5区、その後、分区して7区になりました。そういう歴史、経緯があります。もっと前では、豊前と筑前という歴史もあります。だから仕組みが違う。今度、戸畑の会長が、市の自治会総連合会の会長になりました。この方が、私が会長をしているときに、「会長、自治会の名称を統一してください」と私は宿題を出されたんです。私も「いいことだ」と思った。けど、できなかった。やっぱり歴史があるんです。それから、色々な団体が一つになってできているのが「まちづくり協議会」。自治会・町内会は、住民からできた任意団体だから、まちづくり協議会とは全然違うんです。

類似公民館は、門司が今16館あります。若松は40何館あるんですが、使い方も違います。若松は会合があるときだけ鍵あけてコミュニケーションを取るというくらいですが、門司は、昔から、生涯学習を、市民センター以上しています。そういう違いがあります。だから、まちづくり協議会の会長は自治総連合会の会長、自治会の会長をやらないとうまくいかない面があります。これが、八幡西だとまた話しが違って、先ほど局長がおっしゃったように、まちづくり協議会と自治会が合っていない。門司とは事情が違うんですよね。

湯淺委員長

はい、ありがとうございました。なかなか難しいというのは分かりました。

2点目で、市民センターの館長さんとまちづくり協議会の会長さんとの関係、まちづくり協議会が雇用している職員の関係について事務局の方からご説明いただけますか。

総務企画局長

市民センターの館の運営をまちづくり協議会に委託しておりまして、そのための職員をまちづくり協議会が雇用し、館の運営にあたるという仕組みです。

湯淺委員長

市民センターの館長さんは市の嘱託職員だが、実際に館の運営に当たる職員の人たちはまちづくり協議会が雇用しているということですか。

総務企画局長

そういうことです。

委員

委員長いいですか。

湯淺委員長

はい、どうぞ。

委員

市民センターの整備・管理運営につきまして、申し上げたいことがあります。

現在、北九州市には、市民センターが129館、サブセンターが5館あります。サブセンターには、会長がいなくて、事務の職員がいるだけなんです。サブだから、市民センターの命を受けて、事務の職員が動いている。だから、サブセンターに位置する校区の人たちは、あまり恩恵を受けていないんです。

また、市民センターの館長の人選は、北九州市が任命しています。そして、職員はまちづくり協議会が任命しています。職員数は、3名から6名かと思いますが、あまり人件費がかけれないのが現状です。

私は、館長は地元が推薦する人を任命するようにはしていただきたいと思っています。八幡西区の中学校の校長を定年された方が、館長の試験を受けて、門司の市民センターに来ることがあります。来たことはない、門司に。ところが、校長先生は「おい君」という言葉使いに慣れていて、地域の年寄り捕まえてね「おい君」なんて言って、地域の反発を受けることがあります。たとえ話ですけど。要は、市の試験を受けてとなると、その地域のことを知らないで来る人ができます。心積もりが違うと思うんです。私も「あなたどこですか」、「私は戸畑です」、「門司は来たことありますか」、「ありません」、「じゃあ門司に骨を埋めるつもりで頑張らんと務まりませんよ」と言うことがあります。

もう一つ、市に提言するのが、市民センターは、生涯学習活動、クラブ、或いはグループ活動は、使用料が減免になるんです。しかも、年間で押さえているから、地域が、常会したり、急な会議をしたい場合は、クラブを休ませないといけないから、使い勝手が良くないんです。

繰り返しになりますが、館長は地域の人か、地域のことを良く知っている方から選ぶべきです。そして、受益者負担、きちんと使用料を取るということを提案したい。類似公民館は、貸し館で運営費を捻出しています。みんな市民センターに行ってしまいます。だから類似公民館の運営も厳しくなっています。

湯浅委員長

今、ご説明いただいて、私も非常によく分かりました。

いくつか重要な点をご指摘いただいて、1つは、やっぱり旧5市からの経緯、長年の歴史的な問題があるということ。それから、市民センターの館長さんの選任のあり方について、委員のご提案では、地元から選ぶようにすべきだというご提案で、全然、地縁のない館長さんがいきなりそこに配置されても、うまくいかないだろうというご指摘もあり、先程、委員からは、館長と職員の雇用関係からくる問題点の指摘もありました。

館長は、市の囑託だけど、運営は、まちづくり協議会に委託していて、どういう人を雇用するか、どう配置するかは、まちづくり協議会の裁量なんですかね。逆にいうと、館長さんが、職員を使って館を運営していこうと思っても、その方々とは、直接、上下関係ない、雇用関係にないという理解でいいんですよね。

委員

私も市民センターの館長を2館ほどさせていただきました。公民館時代、2枚看板化、それから市民センターにずっといましたので、最初、まちづくり協議会が雇用するっていう時は、雇用はしていただくんですけど、館長さんは市の囑託ですよ。

館長さんが言う仕事をするって、1番最初は決まりがあったんですね。まちづくり協議会の仕事をするのではなく、館の仕事をするためにまちづくり協議会が雇用している

という形でうまくいっていました。それが、私が辞めて10年目ぐらい経って、聞いてみると、まちづくり協議会の仕事もしていると。してはいけないということではなく、しているというふうに聞きましたので、昔とは、変わってきているのかなと思いました。

先ほど、「地域の方が館長になった方がいいんじゃないか」というご意見がありました。

今でも、館長さんは、まちづくり協議会の会長さんの顔色を見て動くという方がとても多いので、自分が持ち味を、いいものを出そうとしても出しにくいということもあります。また、次も市民センターで働きたいと思えば、そこで折り合いをつけて、働くという方も目にすることもあります。私たちが勤めていた時は、3年しか任期ありませんでした。その時、思ったのは、3年ではちょっと短いんじゃないか、せっかく馴染んできたのと思っていたら、任期が5年になりましたから、5年という期間は、とても長いスパンだと思いますので「しっかり5年はこの館に尽くすぞ」という気持ちになって欲しいし、まちづくり協議会にも、意見は言えるという対等の立場で仕事をやっていただければ地域のコミュニティは十分に育っていくんじゃないかと思います。

萎縮をしながらでは、もったいないと思いますし、市民センターをもっともっと活用してせっかく小学校区に1館あるのであれば、そこにみんなが気楽に行けるような館にならないといけないと思います。クラブも盛んに行われていても、いつも同じ人ばかりが出入りしていて、地域の活動でも、役員さんばかりが目立って、それ以外の人たちは、まちなか避暑地をしても、寄って来てはいないというのが現状です。そこを何とかして地域のセンターにしていけないと意味がないと、私も常々思っていますし、そこで地元で婦人会をつくり上げて、活動の拠点ができたんだったら、そこで活動しようということでもう20年経ったんですけれども、そうすると子育てグループとか、館で頑張ってる若いお母さんたちの子育ての中にも「私たち経験した人が入っていいでしょうか」といって言いながら入れていただきましたし、今度、年長者の方たちも少し入ってみんなで子育てに関する話とかということ、色々な繋がりも増えていきます。私は、市民センターは、そういう場だと思っておりますので、館長さんを選ぶ時も大切でしょうし、職員の動かし方も大切でしょうけども、お互いが「対等だ」という認識のもとに、活動できるという制度にしていく必要があると思います。

私は、八幡西区に住んで、八幡西区で勤めさせていただきましたので、知らない区でするのは、ちょっと重荷かなと思ったりします。でも、やる気の館長さんは沢山いて、地元でなくでもしっかりやってらっしゃる方も沢山いると思いますが、近いところの方が状況も分かるという面ではいいのかなと思っています。でも、センターの職員さんは、地域に対して、とてもよく動いてくださっていると思います。

まちづくり協議会ができて20年経ちましたが、団体が増えなくて、そのままの状態できている。役員も変わらないし、新しい意見も出て来ない。私は館長も含めて、公民館、市民センターには、13年いましたから、いっぱい発言するんですけど、発言者は私だけの時もあるのが、まちづくり協議会の理事会の状況です。もっと色々な方が参加できる、参加させていくようまちづくり協議会の会長へのご指導をしていただければ、マンネリを防ぐこともできるのではと思います。

委員

会長は、5年で代わりなさいというルールはあるんです。でも、次の人がいないんです。今の60歳代、50歳代の方に言っても無理です。働いてますから。無理すると、もう会を辞めてしまう。そういう前例もあるから、そう簡単には交代はできない事情もありま

す。次は私がやりましょうが1番いいんですが、順番で、班長や会長が回ってくるとなると、今年で辞めようかというのもあります。

湯浅委員長

委員がおっしゃったのは…。

委員

私が言ったのは、まちづくり協議会の構成団体が固定化していて、もっとボランティアとかNPOとか、地域に色々な団体があるんだったら、呼びかけてもいいのにとおもいます。

湯浅委員長

まちづくり協議会の構成団体が固定化しているとのこと指摘です。

委員

もっと広く多くなることによって、色々な人材が増えていくんじゃないかなっていうふうに思います。

もう1つは、財政面ですよね。まちづくり協議会が活動するのにお金がないということが、1番最初、ネックになりました時に、環境局で古紙回収をしたら、地域には古紙回収の値段どおり、1キロ2円をまちづくり協議会にいただいて、それを活動資金にきなさいというとてもいい制度ができましたので、それが年にしますと何十万も入ってきます。それをうまく使って、コミュニティ活動に使えばいいものを、貯め込んだり、倉庫やパソコンばかりを買うというような使い方も結構、目にしますので、そういうものは皆さんから協力していただいたんだから、協力したものは地域に返そうというくらいの気持ちで、活動を活発にしていけばもっと自治会の活動や、色々な地域の活動に関心が向いていくんじゃないかなと思います。上手に使って欲しいなと思います。

湯浅委員長

ありがとうございます。

委員

私のところは、古紙回収して年間120万ほど集めています。運動会とかでどんどん使っています。少しは貯金もしていますが、ボランティアやバザーやって集めています。婦人会の方や、食生活改善推進委員さんが頑張っていて、みんなでやっています。やる気がないとできません。

委員

委員のところは、そうやってうまく回ってるんだと思うんです。

委員

今からは女性がリーダーになって引っ張って行かないとだめですよ。

委員

素晴らしいと思います。

女性館長の意見は認めてくださらない会長さんもまだまだいらっしゃる場所もあります。その辺も、校区自治区会にならない原因の1つじゃないかと思うんですけどね。

委員

私、応援しますよ。

委員

はい、自治会総連合会から、指導をしていただけたらありがたいなと思います。

委員

今からはね、女性が上に立たないかんよ、男性に人材がないんだから。

湯淺委員長

ありがとうございます。どうぞ。

委員

私は、コミュニティの活動のあり方についてお話をしたいと思います。

自治会やまちづくり協議会のご意見が多かったんですが、私も、以前は、色々関わってきましたが、現在、全く関わってないんですね。

今は、活動として6つほどのNPOに関わっています。新しい公共の担い手として、NPO活動も随分、評価されてきて、全国的にはNPO活動の評価は高くなっています。北九州市においては、いただいた資料では、25年度が318法人となっていますが、26年度、最新の資料によれば、283法人なんですね。減っているわけです。福岡市は、現在、647法人あります。北九州市の倍あります。

私は北九州市と福岡市の大きな違いは、自主的に参加する雰囲気は福岡市の方にあるのかなと思っています。若者参加の土壌が、やっぱりあるのかなという気がしています。

というのは、北九州市は少子高齢化で、非常に高齢化率が高いということがすごく強調されていて、年寄りだけが頑張れるまちみたいなイメージが、非常に強いのではないかなと思います。それで、まちづくり協議会に関わった時の経験からですが、決まった組織、決まった団体だけで、新しいものを受け入れるという素地があまり無いんですね。排他的なところがある。ここをどうにかしていけないと思います。

NPO法人は、ミッションを軸に組織されるわけですね。だからわりと意識の高い人たちが集まって活動するんですが、お金が本当にありません。機能的な事務所の場所が確立しているNPOは少ないのですが、割と生き生きと活動に参加するんですね。だから、これから、新しいコミュニティというのは、そういう人たちが自主的に生き生きと参加できるような状況を作っていく必要があります。これまでどおりの人々の善意に頼るやり方では、新しいものは生まれてこないのではないかと思います。それで、私は実験的に図書館という施設を使って、NPOの市民塾をベースに毎月多様な活動をやっています。2年近く、毎月、色々な講座や集まりを、図書館を使ってトライしています。集まっているメンバーに聞くと、市民センターへ行っている人はほとんどいません。北九州市の職員だった人も何人かいるんですけど、市民センターには関わっていません。市民センターについて若い人に聞くと、もっと感覚が違います。私たちとも違います。だから、時代が変化してきているんですね。そういう時代の中で、北九州市だけじゃないかもしれませんが、自治会と

かまちづくり協議会って体質が古いんじゃないかって思います。

これを抜本的に変えていかない限り、私は、ヤングシニアというか、まだ若い方のシニアですけれども、参加しようという気持ちにならないんですね。だけど、自治会・町内会の必要性はあると思うんです。地域の見守りとか色々な面で。そう思っている団塊の世代がたくさんいます。

今、委員さんもおっしゃいましたように、若者というか、ヤングシニアが参加できるシステムをこれからどう作るかということが大きな課題ではないかと私は思っていますので、新しいコミュニティのあり方を模索する必要があると思います。以上です。

湯浅委員長

どうもありがとうございました。

仕事をリタイアしていく60歳代前半ぐらいの方をどうやって、地域の団体や活動に引き込むかというのは、非常に重要なお話です。どうぞ。

委員

委員がコミュニティのことで、ご意見をおっしゃっていたんですけども、私も第1回目の委員会の時に「コミュニティ」という言葉が、果たしてみんなに浸透しているのかどうかということを非常に疑問に感じています。皆様のご意見をお聞きしまして、時代の流れとともに言葉って変わっていくのはこれやむを得ないかなと思いました。ましてグローバルな社会に入っていくと、日本も北九州も、日本人だけの塊では、なくなって来てるわけです。中国人とか、色々な国の方が今、北九州に来ています。そんなことを考える時に、やはり町内会・自治会というものを冷静に考えた上で、それが言葉として進化していくことは、やっぱり会長なんかのお力でみんなに納得していただくしかないかなって感じました。

行政も時代が変わっても、この言葉がグローバルなんだ、世界共通なんだというものを出したんだったら、組織の名前をコロコロ変えると、みんな分からなくなりますよね。

だから、コミュニティならコミュニティで、今後通していくんだったら、そういう指導をしていただきたいと思います。その過程は調整が大変でしょうが。

もう1つは、私の会社のすぐそばに市民センターがあるんですけども、まだ仕事しているので、お世話になることもないし、実情がよく分からないので、今日は本当に勉強させていただいてありがとうございます。

これ、利用者は、無料ってことはないですよ。絶対あり得ない。市は何でも無料にしたがるけれども、100円でも500円でも取らないと、畳を替えるにもお金がないから替えられないって聞くと、もう「寄付しようかしら」というくらいの気持ちになりますよね。それは、本当は、利用している人たちが、出し合えば済むとことだと私は思うんだけど、「市民センターは市が建てました」みたいなことをいう発言をされると、そこに勘違いも錯覚も起こしてくるし、もっとその辺、凛とした態度で進めないといつまでも行政に頼ってしまうのかなと思ったりします。

もう1つは市民センターの館長さんは、いくつもの館の館長されている方がいらっしゃるんですよ。たまに「この人、絶対、館長向きじゃないよね」と思う人もいますけど、なぜかいくつかの館長されているんですよ。任期をつくって、同じ人が何ヶ所も永遠にわたっていくということがあると、思い切った組織編成ができないってことですよ。

館長5年したら、次の人にやっていただくとかですね。庶民の感覚で眺めていますけど。

それともう1つ、その市民センターの館長さんに元校長とかが、相応しいかどうかというのは別にしても、やはりサービス精神のある方、もう1つ、ビジネス感覚のある方になっていただきたい。「このセンターは自前で運営するようにしよう！」というくらいの迫力のある方たちにやっていただかないといつまでたっても130あまりある市民センターがいずれ、お荷物になってくると思うんですよ。その辺は、早急な改革をお願いしたいと思います。以上です。

湯浅委員長

ありがとうございました。

いくつか重要なご指摘をいただいた中で「お金の問題」、受益者負担のあり方というのは、重要だと思います。

もう1つは、行政の悪い癖として、ストックになるもの、固定資産になるところには予算を付けるんだけど、その後の維持費の部分は、なかなか予算を付けないという傾向があると思います。国も、物をつくる時は補助金を出しますが、その後の維持費は、原則として面倒を見ないので、作ったはいいけど、維持費を捻出するのに苦労するという現実があります。

先ほど、昼替えとか、電気代というお話しがありましたけど、コミュニティの支援じゃないかもしれませんが、作った後のお金はどうするのかということを受益者負担も含めて、きちんと考えておくことが重要だろうと思いました。

一通り、ご意見いただきましたが、最後、森副委員長の方からご意見いただけたらと思います。

森副委員長

今までのお話を伺っていると、市民センターの有効活用が、かなり潜在性がありそうな気がします。館長さんの選任手続きについて申し上げますと、第27条「コミュニティへの支援等」の兼ね合いでいくと、選任手続きの再検討が必要というのが、今日の議論の一つだったのではないかと思います。

ただ「難しいな」と思ったのは、歴史的な経緯というものは、中々払拭できないものがあって、全市的に統一できるのかということも難しいなと思います。

館長さんがその地区の中から選任されることは、ある意味でメリットでもあるんですけど、敢えて違う地区の人が来て違う風が吹くというか、「よそ者・ばか者・若者」というの地域づくりの原理からいくと、「よそ者が来る」ということで、何か新しいものが起こり得るっていうメリットもあって、今の館長さんの選任手続きも、今の仕組みになっていると思います。ただ、今日の議論を聞いていますと「市民センターの館長の選任手続きの再検討」というのが喫緊の課題の一つかなと思いました。

以上です。

湯浅委員長

はい、ありがとうございました。

一通り、皆さんにご意見いただきまして、非常に重要なご意見を沢山いただいたと思います。残された時間があまり無くなってきつつありますが、事務局と確認ですが、7章8章はどうでしょうか。

総務課長

特段、結構です。8章は今、まさにこの委員会で検討が進められておりますし、第7章の国等との関係も、基本的な取り組みは資料にあるとおりですので、本日は、コミュニティのご議論をいただければと思います。

湯淺委員長

それでは、せつかくの機会ですので、今日は残された時間、コミュニティの問題を集中的に話し合いたいと思います。

先程から、ご経験を踏まえ、色々な問題をご指摘いただきましたが、出尽くしていないところ、「まだこんな問題もあるんだ」ということがございましたら、自由にご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、どうぞ。

委員

市民センターの話を聞いていて思ったんですけども、今、社会福祉協議会では「サロン活動」と言って、「気軽に集まれる仲間づくりの場」を作る取り組みを進めています。市民センターは、校区に1館ありますが、住んでいる場所によっては遠かったりしますが、「サロン活動」は、行きやすい場所で集まるので、今随分、広まっておりまして、私たちの地域にもそういうものを作りたいなと思っています。

「誰が担っていくのかな」というのは、今からの話し合いなんですけど、高齢者ばかりの集まりではなく、子育て中の親子が来たり、色々な人が行きやすい場所でコミュニケーションがとれる場もどんどん必要になってくるんじゃないかなと思います。

それには類似公民館なのか、いこいの家なのか、色々な場所があると思いますが、市民センターに限らずに色々な場を広げて欲しいと思います。

それから社会福祉協議会の活動の1つに「福祉協力員」の方がいまして、1人暮らしの方、体が不自由な方の所に訪問するんですが、そういう方たちは、訪問するのを待っていてくれるんですね。

そして「とにかく喋りたい」ということで、1人にかかる時間がどんどん増えているんですが、「時間を気にせず、どんどんお話し下さい」というコミュニケーションを取りながら、地域の一員ということを認識をしていただいて、まちで会っても挨拶を交わすような関係を築いていく。とにかく、そこに住んでいる方は、少しでも見かけた人がいれば、声を掛けて行って、安心して暮らせるまち、災害が起きた時には、1番に助けに行かなきゃいけない人ということが見えてくるんじゃないかと思ったりします。私も福祉協力員を最初からやらせていただいていますので、私が行かないと反対に心配していただけるぐらいになりましたので、そういうコミュニケーションの取り方も沢山ありますので、色々な方が、色々な形で携わっていけるような制度があればいいなと思います。昨日、一昨日は次期高齢者支援計画の策定に向けた関係団体のお話の中で、認知症の理解をもっとしていただきたい」とのお話を聞きました。「認知症の方を地域で受け入れて、子どもたちにも認知症をしっかりと理解していただくことによって、優しい気持ちになり、いじめを無くしていけるんじゃないか」という意見も出ておりましたし、シニアの方たちは「生きがいのために社会に貢献したい」という思いを抱えてるいるけれども「どこに行ったらいいのかわからない」ということで「地域で貢献できる場を増やしていただきたい」という意見が出ておりましたので、参考までにご報告いたします。

私は、婦人会ですが、自治会に入らっしゃらない方のためにも、自治会と婦人会と地域ではこんな活動していますということを、各戸配布して、PRの努力はしております。終わります。

湯淺委員長

ありがとうございました。
はい、じゃあお願いします。

委員

自治会に入っていない高齢者の方が「自治会が催す敬老会に行ったらいけんのやろうか」って、いつも悩んでるんですよ。会費を払うも大変なので、入ってないけど、敬老会って地域のことで参加していいと思うんですけど、駄目なんですか。

委員

それは駄目です。みんなで町内会という任意団体を作って活動しているんです。100円なら100円の会費を払って、みんなでやってみようかと決めているんです。市は、その町内会が敬老会をするんだったら、補助を出してくれます。町内会に75歳以上の人が500人いれば、500人分の補助がもらえます。それを元手に敬老会を実施しているんだから、町内会に入っていない人は駄目ですとなるんです。気持ちは分かりますが。

委員

そういう人のところには中々情報も入らないし、自分たちで情報を仕入れるのも大変です。私も独居なんで、いずれ自分がどういうふうになるかなと考えたら、地域で取り残されることが一番心配なんですよ。だから、そういう市民も支える仕組みがあるのかなって思います。

委員

はい。

湯淺委員長

どうぞ。

委員

私が出会う若い方々も同じように、「ひとりぼっち」という方々が沢山いらっしゃいますので、町内会に入っているどころじゃない、まず存在を知られてないという方も、他の都市からお仕事とか学業のためにこちらに来られて、なんか色々な経緯で引きこもらざるを得なくなった方がいます。

そういう方が1人でポツンと取り残されて、周りに全く知り合いの方がいらっしゃらない場合、最近少しずつ気になり出して、毎週1回訪問をしております。

こういう方の存在を知らない中で、この方は今後、どのように困難を乗り越えられるのかという不安を考えると、これまでの議論の中で、古い歴史の中でその地域が作り上げてきたものの重みというものも決して軽んじてはいけないと思うんですけども、それぞれの委員さんがおっしゃっているように、「土地の地縁」、それから「血縁」、それから「利害

関係の縁」といったものとはもう1つ別の「人の縁」というものが、今求められている時代になって来ているのではないかと思うんです。

玄田有史先生が若者の様態、様子ということに非常に心痛めて様々な本を出版されたりなどありますが、玄田先生のおっしゃるのは「緩やかなつながり」というものです。

今までは強い繋がりの中で生きてきた時代から、もう1つ次の緩やかな人の繋がりが求められているのではないかというような、ご提案がありました。

私どもも実際に地縁でも利害関係でもない、何かしら適当な繋がりのもとというものが無いものかと日々模索するんですが、1つは私どものやっていることの中で、多少参考になるかもしれないと思うのは、フリースペースの事業を、もう24、5年やっております。

特別にお金をかけずに、お金の無い方、働いていない方、人との繋がりが全くできていない方でも参加できる。

ふらっとその日に行って、その時間ご一緒した方と楽しく過ごせてお話ができて、そしてまた今度会えたらいいねというような、緩やかな繋がり方が都市の中で、これから必要とされるのではないかというような気がします。

「会長さんがいて」とか「こういう役割の人がいて」というようなものでもないのですが、その地域に住んでいるこの土地で出会ったご縁を、どういうふうに皆さんに実感をしていただけるかという、そういう新しい繋がり方というのも考えてみてはどうかと思います。

もう1つは、難病を抱えた方とか、アルコール依存やギャンブル依存とか、人に言いにくい問題を抱えて孤立しがちな方が「セルフヘルプグループ」というものを作って、同じ痛みとか困難さをテーマに人が集まるということも、見えにくいところではありますが進んできております。

私がそういう方々との集まりの中で思うのは、「人間て必ずしも輝かしいもの、素晴らしいものではなくても繋がっていくことができるものなんだな」と思うと、むしろ、困難に直面する時代だからこそ、マイナスに見えることから、私たちは繋がり合って生きていくことができるという希望に変えることができやしないかという妄想めいたことを考えたりいたします。

古いものの良さも大切に活かしていきながら、今までになかった人の繋がり方、出会い方をその方に提案できるチャンスが北九州にも多くあれば嬉しいなと思います。

すみません、長くなりました。

湯浅委員長

ありがとうございました。

委員

いいですか？

湯浅委員長

どうぞ。

委員

条例27条は、コミュニティ支援への意気込みが感じられる条文です。

ところが、資料4「2 コミュニティの現状」に「自治会・町内会の加入状況」があり

ますが、25年度で71.2%と、7割は入っているけど3割は入っていない。20年前もほぼそんな結果でした。何らかの方策を講じなければいけないということで、7区の会長さんやら3人づつ出して「町内会加入促進委員会」を立ち上げて、ここで検討しました。しかし、なかなか答えが出なかった。

自治会・町内会に加入していない市の職員やOBがかなりいます。市長にもお願いして、市職員の加入を呼びかけてもらったりもしました。私の町内にも市職員の夫婦がおりましたが、ちょうど、班長の順番が回ってきた時に「今度はお宅が班長さんですからね。」と言ったら、その方が「仕事が忙しいからできません。それだったら、脱会します」と言って脱会された。そんなことのないよう、市職員やOBへの指導を考えないといけないんじゃないですかと市に言ったことがあります。今もかなりの市職員が入ってないんです。

そういう人たちに、あれしろこれしろと言われるのは違和感があります。職場を離れたら、個人の問題だからと言って片付けられれば、それまでですが、一市民としておかしいと思うことがあります。市職員には是非加入して欲しいと思います。

高齢の方が会長の仕事をするのは大変です。助けてあげないといけないと思うんです。皆でカンパして、元気な人に仕事をお願いしてもいいかもしれません。知恵を出せばいくらでも方法はあると思います。

甘えてはいけませんし、卑屈になってもいけません。地域の中で権利義務を果たしていくためには、言うべきことは言う、やるべきことはやる。そういう意気込みが必要です。

湯浅委員長

はいどうぞ。

総務課長

自治会・町内会の加入の問題については、市としても非常に大きな課題と認識しています。資料4の4ページ問19-1で「自治会・町内会に加入していない理由」をお尋ねしたところ、「加入を勧められたことがない」が35.4%と一番多くなっております。

そういう意味で、自治会・町内会を知ってもらい、加入につなげていくという地道な取り組みがまだまだ必要なのかなと思います。

委員

加入を勧めていないことはないんです。

一番の契機は有料ゴミ袋の導入です。それまでは、自治会に入るとゴミ袋がもらえたから皆入っていたんです。それが、今度はゴミ袋を買わないといけなくなったら、皆、自治会に入っているメリットがないからって言って辞めていったんです。

一人がやめたら、連鎖的にみんな辞めていく。そういう状況だったんです。

加入を勧めていないことはないんです。私はそう思います。

委員

いいですか？

湯浅委員長

はい、どうぞ。

委員

委員のご尽力は、とても分かりますし、ようやく行政の方でも「町内会に入りましょう」と言い出したように感じっていますが、それまでは、町内会のことは皆さんにお任せって感じで。私も順番で班長が回ってきた時、町内会に入っていない人からも会費を取ったんです。「ゴミ捨てていますよね？」って言って、「ゴミステーションの管理にもお金かかるんです」、「防犯灯が付いていますよね？」って言って、「安心・安全が守られているのも、町内会費があるからです。だから払ってください。」って言ったら、仕方なく、払ってくださった人もいましたが。

だから、町内の人たちに、どれくらい町内会が役に立っているのかって思っただけなのかということが、リーダーの舵取りも含め大切だと思います。

以前、私が秋田の竿燈まつりを見に行ったときに、町内会の「老・壮・青」という仕組みが見事に出来ていて感激した記憶があります。

「老」は、意見は言うけど基本的には動かない。「壮」は、「老」にお伺いを立てながら、リーダーシップを発揮していました。「青」は、体を動かしてばかりでしたが。

若者たちがどんなに優秀でも、一気に上には行けないんです。順番があるということ、町内会で教えられているんだと思います。

それを北九州市で考えてみると、いい意味でも、悪い意味でも、高齢者が、何でもかんでも引き受けていて、定年制を設けてでも新陳代謝を促した方がいいんじゃないかと思ったりします。歳で括ってはいけないことは十分、分かります。町内会長をなさる方たちは、知見も経験も持ってらっしゃるから。その上で、若い人を育てていくというのは、上に立つ方の役目だと思います。だから、副会長には、次の会長に相応しい方を選んで、育てていかないと、町内会という組織体は消えていくと思います。面倒くさいことはみんなしたくないんです。

委員

変化が激しい時代ですから、10年20年先ではなく、この委員会も5年ごとに人選し直して、どんどん見直して行って欲しいと思います。女性のリーダー、若者がどんどん出てくるのが一番いいと思います。

委員

そういう雰囲気作りは、やっぱり上に立つ人たちのリーダーシップだと思うんですね。

森副委員長

その意味で言うと、条例第26条3項に、「その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感が得られるように努めるものとする」という条文を盛り込んだんですね。

これが要するに収支とか役員選出の透明性とか、その実態を分かりやすく市民に説明してより市民の理解と共感を得て活動を促進していこうということを主眼においた条文なんですけど、かなり全国的に珍しいというかユニークな条文で、コミュニティ自身の責務、努力義務的なものとして、掲げられているんですけど、この辺りが実際の活動の中でどこまで現実のものになっているのかなというのが、気になります。

委員のお声を頂戴すると、まだまだこの辺りの課題が大きいのかなと思ったりするので、その点でいうと、区役所のコミュニティ支援課の役割が大事なのかなと思ったり、実際に

その収支とか役員選出の時に市がどこまでどう支援できるかと難しいところがあるんですけど、今のそのネットコミュニティに対する取り組みの状況って、沢山メニューがあって、情報公開の時と同じような形でかなり充実しているかなと思うんですけど、このコミュニティの運営に対する支援が、どこまでうまくいっているのかというのは、気になったところですよ。

湯浅委員長

ありがとうございました。

重要なお意見をたくさんいただきました。皆様から、運営の実態や、お金の問題、人の問題、活動のあり方とか、色々ご意見をいただいている非常に良かったと思います。

本日の資料にもありましたが、私の所感としては、市としても色々、コミュニティを支援する制度を用意していますが、色々な制度を次々に出すのは、かえって、それぞれの効果は果たしてどうなのかなということは気になります。また、実際に色々な制度が動いている現場では、これだけの問題があるということ、今日は、多くの委員の皆さんからご意見を寄せていただいて、非常に良かったと思っております。

森副委員長からは、具体的な館長さんの選任のあり方について、ご提案もございまして、事務局とも相談しながらまとめていきたいと思っております。

今日、非常に感激をしたのは、実は、委員と私は、男女共同参画審議会の委員でもございまして、私は副会長を仰せつかっておりますが、委員のようなお立場の方から「これからは女性にどんどん入ってきて欲しい」というご発言がいただけたことは、非常に良かったなと感激をいたしました。委員のような立場の方に言っていただくことがすごく意味があるというふうに、改めて思った次第でございます。

第7章、第8章は、次回に積み残しにさせていただいて、次回、時間を取る感じになりますか？

総務課長

特段ご意見があれば、いただくということで、そんなに多くは取っていただく必要はないかと思っております。

湯浅委員長

そうですね。今後の予定では、今まで、ご意見をいただいたものを私と森副委員長、事務局の方で、少しまとめた形で、次回の会議ではご提示できるようにしたいと思います。

その上で、議論が不足している部分は、改めてご意見をいただいて、最終的にこの委員会としての見解をまとめていくということで、進めていきたいと考えております。

ということで、引き続き、こういう資料が欲しいとかありましたら、事務局までお尋ねいただければ、対応をさせていただきます。

では、ここで事務局にお返しします。

総務課長

今日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

次回の日程でございますが、次第にも記載してございますが、あらかじめ委員の皆様と日程調整させていただいた結果、10月7日の火曜日、10時から12時までの2時間をお願いいたします。場所は、また変わります、本庁舎5階の特別会議室Aで開催したい

と思っておりますので、よろしく申し上げます。

湯淺委員長

それでは、お集まりの皆様、お疲れ様でした。これにて閉会したいと思います。